

随意契約理由書

件名	豊中市定額減税補足給付金給付事業（不足額給付） システム導入対応業務
契約の相手方	日本電気株式会社 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約理由	<p>本給付事業（不足額給付）は、令和6年度の当初定額減税補足給付金（調整給付）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあること等が判明した場合に追加で当該納税者に給付するものです。</p> <p>システム開発にあたっては、税総合システムから抽出されたデータを加工し、給付対象者をリスト化するとともに、申込状況や給付手続きを管理できるようにすることが求められます。</p> <p>この税総合システムは日本電気株式会社が独自に開発したもので、他の事業者では適切かつ確実な給付システムの開発ができず、安定使用及び品質確保に支障をきたす恐れがあるため、当該事業者と随意契約するものです。</p>
備考	